

江別市スポーツ協会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、江別市スポーツ協会（以下「本会」という。）役員及び加盟団体役員
の死亡の際の弔慰に関して必要な事項を定める。

(役員の種類)

第2条 この規程に定める役員の種類は、次のとおりとする。

(1) 本会役員

顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、監事

(2) 加盟団体役員

会長、副会長

(弔慰の内容)

第3条 弔慰の内容は、次のとおりとする。

(1) 本会役員

弔電、供花、香典10,000円

(2) 加盟団体役員

供花、香典 5,000円

(委任)

第4条 その他、本規程に定めのない事項及び特に必要がある場合は、そのつど会長と協議
のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。